

3宇水総第55号  
令和3年5月21日

宇治市水道事業経営審議会

会長 西垣 泰幸 様

宇治市長 松村 淳子



### 水道事業の経営に関する事項について

宇治市水道事業経営審議会設置条例第2条の規定により、下記のことについて貴審議会に諮問します。

記

#### 諮問事項

水道事業の持続可能な運営に向けた具体的な収支改善施策について

## 【諮問の趣旨】

本市では、貴審議会の審議を踏まえ、「安全な水道水の確実かつ持続的な供給」を基本理念に、令和3年度から12年度の10年間について、水道事業の方向性及び投資・財政計画を示した「宇治市水道事業ビジョン・経営戦略」を令和3年3月に策定いたしました。

本市の水道事業を取り巻く環境は、市民生活に欠かすことができないライフルайнの維持のため、老朽化した水道施設の更新・耐震化といった災害に強い強靭な施設整備の推進が必要となる一方で、人口減少などに伴う水需要減による水道使用料収入の減少や、本市の給水量の約7割を占める京都府営水道料金の改定による収支の悪化などの課題に取り組まなければいけない状況にあります。

つきましては、本市水道事業の将来を見据えた、持続可能な運営を実現していくため、水道料金の改定なども含めた具体的な収支改善施策について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。